

# 牟田事務所 許可通信

<http://doricome21.la.cocacn.jp/assurance.html>

2017.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ ～建設業許可 更新忘れ いますぐ確認～

下記の項目にチェックがつかない事業所様・・・失効している可能性があります。

- 建設業許可 40 条の標識（金看板）が掲示してある
- 許可の更新申請が失効日のいつから受付か知っている
- 許可証がすぐに出せる場所に保管してある
- 許可業種の追加申請を行ったがそれぞれの許可期限を把握している
- 許可番号の見方が分かる

新規の許可が下りて作成した金看板、ピカピカだったのがすこしくすんで、年季が入って渋い！でも日付けは直しましょうね。数年前に株式会社にしたけど、有限会社のままだったとかいう看板もたまにお見掛けします。

許可日の 3 か月前から更新申請が可能で、1 か月前までが期限です、さまざまな行政で取寄せる書類が必要になりますので、4 か月前には着手したいです。（大臣は 6 か月前から受付です）

お取引先様に求められることが多ければ必然に忘れることはないと思いますが、業種追加等をした場合、有効期限がそれぞれ異なることがあります。

### 名刺に書かれている番号は正しいですか？

般 or 特 直接元請け、かつ下請けに出す工事の総額が 4,000 万円以上（建築一式は 6,000 万円以上になる業者）が特定、それ以外はすべて一般です

特定や大臣が偉いすごいはありませんが、この番号は先着順です。桁数が少なければ少ないほど老舗！

## 愛知県知事（般-27）第 1234567 号

愛知県知事 or 国土交通大臣

工事の見積や契約をする営業所を県外に設ける場合は大臣に該当します、仮設事務所や工事部のみの支店は含めません

平成 27 年度の許可ということです

更新のたびにここの数字が変わります、新規のまま（般-12）と名刺に書いてる事業所様、いわゆる賞味期限ですから正しく直しましょう！

## ★運送業★

## ～適性診断の保管は適正ですか？～



貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗車する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後一か月以内に受診させる。なお、65歳以上は適齢診断、死亡又は重傷事故惹起者は特定診断を受診させる。

先日（仮称）慶子トランスさんからこんな質問がありました。

このドライバーさん、ウチに来る前に運送業者さんで働いていた方なの。適性診断受けなくてもいいんですよね？ それとも、初心者じゃなくても初任診断を受けさせるの？と質問がありました。

実はこのような質問、とっても多いんです！通常であれば、運転者さんの所属する会社が変われば（転職など）改めて初任診断（特定診断該当者は特定診断）を受けさせなければいけません。

しかし慶子トランスの質問のように、別の運送会社から運送会社に移った場合は別！初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって常時選任されたことがあるドライバーさんは対象外となります。

適性診断を受診すると、『運行管理者用（会社控用）』『ドライバー個人用』の2通の受診結果を渡されます。『ドライバー個人用』を慶子トランスに提出すればOK！

しかし、ドライバーさんが初任診断の受診結果を3年も保管しているのでしょうか。ほとんどの場合は紛失、破棄あるいは前会社に2通渡しちゃった～というパターンがほとんど。でも再度受けさせるのは時間も費用もかかるし、ドライバーさんも面倒・・・でも安心してください！



**NASVA（自動車事故対策機構）で過去10年以内に初任診断を受診していれば100円で再発行してもらえます。**

会社が再発行の依頼をかけることはできないのでドライバーさんに再発行手続きを行ってもらいましょう！初任以外にも適齢や特定診断も再発行可能です。（適齢診断については再取得しても、もう一度受診させる必要がありますので注意）

※民間で適性診断を受診した場合は各社に問い合わせてください。



そして慶子トランスさんは

そういえば、この人は3年以内の経験者だから初任診断いらないんじゃないか？と。答えはNOです。3年以内の経験者を雇って割愛できるのは「新たに雇われた乗務員専用の社内の安全教育」に限られています。

ちなみに適性診断の受診結果の保存期間は定めなしです。ドライバーに選任中は常に保管が必要です。しかし初任診断や義務付けのある適性診断のみでなく定期的に一般診断（任意）を受けさせてドライバーさんの適性を適正に把握したいものですね!(^^)!

※適性を把握したうえでの教育！ これこそ大事ではないでしょうか…（M）

平成29年10月1日から

## ★産業廃棄物★

「水銀に関する水俣条約」の日本国内での発効により、水銀の使用が制限されることで従来有価物取引の優等生だった水銀が、有価物としての水銀回収のインセンティブが減り、埋立処分される廃水銀製品が増えることが危惧されることから、環境省は廃棄物処理法の施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」が含まれていることが必要です。 ※平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」が含まれていることを明記すること。 ※平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はない
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」が含まれていること。また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」が含まれていることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」または「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

### 【水銀使用製品産業廃棄物とは】

一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計など

### 【水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物とは】

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

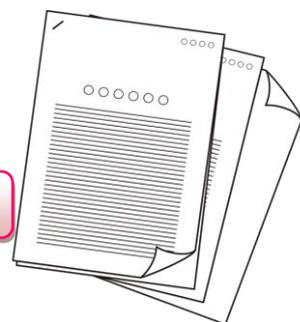
○水銀使用製品産業廃棄物は、特に品目の限定を行わず、事業範囲ごと、施設ごとに「水銀使用製品産業廃棄物を含む（または除く）」旨の限定を明記することとなりました。

○水銀含有がばいじん等については「ダスト類、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい」の6品目について「水銀含有ばいじん等を含む（または除く）」旨の限定を明記することとなりました。

許可業者さんは平成29年10月1日以降の更新許可申請、変更許可申請及び許可証書換えを伴う変更届（廃止届）の際に改めて届出をしなくてはなりません。

**取り扱わない場合であっても「一部廃止届」の提出が必要**ですのでご注意ください。

更新や変更届の際、個別に改めてご案内させていただきます



# 下請法セミナー報告

平成 29 年 9 月 13 日 (水) 鳥飼総合法律事務所から鳥村謙先生をお招きして下請代金支払遅延等防止法（下請法）の勉強をしました。暑い中、たくさんのお客様にお集まりいただき、誠にありがとうございました。大変勉強になるお話が聞けたと思います。

下請法って下請をいじめちゃいけないって法律なのは分かっているけど、具体的に何をしちゃいけないかご存知ですか？

## 禁止 11 事項

- ①買ったとき ②受領拒否 ③返品 ④不当な給付内容の変更・やり直し ⑤下請代金の減額
- ⑥下請代金の支払い遅延 ⑦割引困難な手形の交付 ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨購入・利用強制 ⑩不当な経済上の利益の提供要請 ⑪報復措置

例えば・・・

スーパーが、10円で売り出すキャベツを5円で取引してくれと提示。本来このような金額はあり得ません。しかし、今後の受注のこともあり、断ることができませんでした。（買ったとき）

建設業者さんに下請法は適用されません。しかし建設業法でさらに細かく規定されています。また、建設業者が業として販売する建設資材の製造委託、業として提供する建築物の設計や内装設計を委託することは下請法が適用されますので注意が必要です。

利用運送事業所さんは下請法が適用されます。

※実際に下請法が適用される取引であっても、親事業者にどのように伝えましょう。

まさか、「それって買ったときですよ！」とは言えません。「うちの法務部が、うちの弁護士がうるさいので…」もしくは同業他社を巻き込んで交渉しましょうか。現場は困っています！

続いて、鳥村先生がお得意のM&Aについてもお話いただきました

★下請け業者をM&A(合併・買収)により子会社化すれば事実上、下請法の適応は問題なくなる



親会社と当該親会社が総株主の議決権 50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の 50%超を所有している子会社間の取引など、実質的に同一会社での取引と見られる場合は、従前から運用上問題としていない。

M&Aのメリット・デメリットをよく把握し、合併・株式交換などを経ていけるようなら、不足している部分を補い合う友好的なM&Aになります。そうなれば、両者にとってプラスな策と言えるでしょう。チョット難しいですが事例を交えてお話いただき勉強になりました。

## ★増資！ 注意が必要です

「資本金が 1000 万円を超えたら、わが社も下請法の対象になる可能性があるかも！？」  
許認可部門で、増資による変更届（事後！）には下請法対応についてもお話しします。（角）